

# 総務委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第89号

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年8月30日  
総務企画局

## 川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号</p>	<p>○川崎市職員退職年金条例 昭和29年12月27日条例第39号</p>
<p>(給付の種類)</p>	<p>(給付の種類)</p>
<p>第5条 給付の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 給付の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 退職年金 (2) 増加年金 (3) 障害年金 (4) 遺族年金 (5) 退職一時金 (6) 障害一時金 (7) 遺族一時金 (8) 年金者遺族一時金</p>	<p>(1) 退職年金 (2) 増加年金 (3) 障害年金 (4) 遺族年金 (5) 退職一時金 (6) 障害一時金 (7) 遺族一時金 (8) 年金者遺族一時金</p>
<p>(給付を受ける権利)</p>	<p>(給付を受ける権利)</p>
<p>第6条 職員であった者及びその者の遺族は、この条例の定めるところに従って給付を受ける権利を有する。</p>	<p>第6条 職員であった者及びその者の遺族は、この条例の定めるところに従って給付を受ける権利を有する。</p>
<p>2 給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。 _____</p>	<p>2 給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供するときは、この限りでない。</u></p>
<p>3 給付を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法又は国税徴収の例による場合は、この限りでない。</p>	<p>3 給付を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法又は国税徴収の例による場合は、この限りでない。</p>
<p>4 前第2項の規定に違反したときは、給付の支給を停止する。</p>	<p>4 前第2項の規定に違反したときは、給付の支給を停止する。</p>